

民間資金等活用事業推進委員会  
第6回計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 民間資金等活用事業推進委員会 第6回計画部会

## 議事次第

日 時：平成29年3月14日（火） 9:59～11:53

場 所：合同庁舎8号館8階特別中会議室

1. 開 会

2. 議 事

計画部会構成員等からの御意見聴取

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第6回計画部会」を開催します。

事務局である、内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております、森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員13名のうち、江口専門委員がおくれているようではありますが、江口専門委員を除き、10名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本日は、民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御参加いただいております。

それでは、以後の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮本部会長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、新たにアクションプランに盛り込むべき施策等につきまして、本部会の構成員の皆様から、御意見を頂戴したいと存じます。

本日は、PFI推進機構の半田代表取締役社長も含め、10名の方から御発表をいただくことになっております。そこで、前半と後半に分けて、それぞれ5名の方から御発表をいただき、その都度、意見交換をする形で進めたいと思います。

右肩に、事務局資料とある資料に進め方が書いてあります。緑色のこの資料です。前半、この5名の方、後半、この5名の方で、それぞれの後に、意見交換という形を考えております。

人数の関係上、お一人8分程度ということで、お願いしたいと思います。卒業論文の発表会みたいな形になりますけれども、全体で2時間という制約がございますので、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、根本部長代理から、御発表をお願いしたいと思います。

○根本部長代理 おはようございます。根本でございます。

それでは、資料の1ページ目に、まとめというものがありますが、これは、全体のまとめとして、内容は、2ページ以降に書いてありますので、2ページ以降をめくりながら、ごらんいただければと思います。

昨年も同様だったのでありますが、この機会に、更新投資の規模の試算を毎年度、発表させていただいているということでございまして、その方式がここの2ページ目にずらずら書いてありまして、国と地方、主要な類型別ということで、箱物と道路・橋梁・水道・下水道の管渠だけですが、現在あるものを同物理量で更新をして、法定対応年数で割り算することによって、現在あるインフラを単純に更新するだけで、年間幾らかかるかということ、試算したものであります。

物理量の計算に関しましては、昨年と1カ所だけ方式を変えています。それは、道路の面積なのですが、後ほど要望事項に出てきますが、道路総面積は公表されていないということです。暫定値ということでありまして、昨年は、国交省さんの内部資料の数字を使ったのですが、余りよくないだろうということで、道路の距離×面積×平均舗装率という形で、算出をしました。

ただ、これも非常に曖昧な仮定を置いているということでございまして、同じことが橋梁にも言えるのですが、道路と橋梁に関しては、かなり精度の低いデータになっているということでもあります。

結果の数字ですけれども、更新費だけで年間9.17兆円ということでありまして、これを未来永劫続けなければいけないということです。なので、非常に膨大なお金がかかるということで、これをPPP/PFIなしで、どうやって実現するのだろうかということでありまして、当然にPPP/PFIが必要であるということの論拠の1つです。

内訳を見ますと、公共施設と土木インフラがほぼ半々ということです。あえて言えば、土木インフラの重要性をもっとしっかりと認識する必要があるということです。

次のページに、地方に関しては、もう少し細分化データが出ていますので、行政施設、学校、公営住宅云々ということで入れてありまして、特に学校が非常に多いということです。これは、注目すべきことでありまして、これから老朽化学校の更新投資が一斉に始まります。統廃合したとしても、ゼロになるわけではありませんから、残された部分をどうやっていくのかということです。

意見ということで、道路・橋梁の全国舗装面積の開示ということをお願いしたいということで、別に研究データが必要だからということではなくて、予算が必要だという上でも、その基礎データがない状態で、道路・橋が大事だといってみても、予算が取れるはずがないわけですので、このようなデータをしっかりととっていただきたい。自治体は全部持っています。したがって、集計データが出ないはずがないということでもあります。

先ほど申しあげましたように、GDPの公的資本形成の4割に相当する巨大な規模ということで、どうやっていくのか。自治体に関しては、公共施設等総合管理計画を今年度中にほぼ全てつくります。来年度以降、個別施設計画になりますので、個別施設計画になると、総務省の横串が刺さらなくなるということがありますので、しっかりと横串を刺して、PPP/PFIの導入拡大を重ねて強調していただきたい。総合管理計画の当初には、指針を出していますので、それと並ぶような指針をもう一度出していただいて、個別計画でもしっかりやる。個別でやらなければ、意味がないわけですから、しっかりとやるということを強調していただきたい。

2番目が公的不動産の試算であります。容積率を計算して、適正容積率といっても、学校のように工程が必要なものというものもありますから、そういうものを全部除き、結果的には、地方でいけば本庁舎、その他行政機関、公営住宅、その他施設、これは、福祉とか、社会教育などですけれども、現状、非常に容積が使われていない状態にありますので、

その余剰分をしっかりと使うということを前提にしてあります。

この結果、これらの土地を賃貸した場合、年間2.61兆円という膨大なPREの効果があるということで、特に注目すべきことは、多くが行政財産であるということです。よく公的不動産につきましては、普通財産の活用ということを言われるのですが、行政財産がフルに活用されているかというのと、そんなことはないわけですし、当然、余剰土地、あるいは、余剰空間というものが存在します。したがって、これを民間に活用してもらうことによって、経済効果を発揮させるというのは、当然のことだと思います。そういうことで、これだけの効果がありますということです。

次のページですが、アクションプランの見直しのときに、行政財産ということをしかりと強調していただきたいということです。今、目標件数というものがありまして、平均、2件以上というものがあるわけですが、国庫別に見ると、ゼロでもいいということです。余り目標にならないので、全団体で2件以上、合計金額が幾ら以上ということに記載することがいいのではないかとあります。

もう一つ、今、行政財産としての用途が立て割りで全部できていて、例えば学校を転用する、福祉施設に転用するということは、容易に地域のニーズの変化によって、生じるのですが、それがなかなか難しいという現状があって、補助金も含めて、大変実務上は困難な課題になっています。

そういうことで、一般的行政財産という、何にでも使えるような財産をつくるということで、将来、何に使うかはわかりませんという状態でもいいので、行政財産として認めるということをやっていただきたい。これは、国有財産も含めてなので、財務省、総務省さんに検討をお願いしたいということです。

優先的検討規程の人口規模制限の撤廃でございます。今回、優先的検討規程の運用の手引の中で計算をしたところ、事務庁舎であれば、2,500平米以上、小中学校であれば、3,000平米以上で、事業規模要件の10億円を超えるということが明らかになっています。これは、あっという間に超えるという感じです。どんなに小さい町であっても、事務庁舎や小中学校がゼロということは、基本的にはないということですから、人口規模要件自体に意味がない物だろうと思います。

そういうことで、人口規模要件を撤廃するということです。より小さいところがバリュー・フォー・マネーを出す価値は、それだけ高いわけですから、人口規模要件は、余り意味がないと思います。ただし、ノウハウがないということは、当然そのとおりでありますので、小規模自治体へのノウハウ面での支援制度のさらなる拡充というのは、必須だろうと思います。

民間提案を標準化するというのも大事だろうと思います。行政で、これは、アクションプランというよりは、優先的検討規程の話になりますけれども、判断するのは、行政になりますので、地元でできないと言ってしまうと、それで終わってしまうということが容易に想像できるので、しっかり聞きましたかということです。サウンディングのような形

で、方式も整備されているので、そういうことをしっかりやった上で、できるか、できないかを判断させるということが必要だと思います。

最後ですが、昨年も同様なのですけれども、こういう席で、せっかく要望を提案しても、それにどう対応していただいたのかというのは、できるか、できないか、いろいろあると思いますが、報告をいただくということが必要だと思っています。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございました。

続きまして、赤羽専門委員から、お願いしたいと思います。

○赤羽専門委員 私のものは、横紙なのですけれども、6つほどあります。

簡単なブリットポイントだけなのですが、1つは、今、従来から言われています、公の施設を前提とした指定管理者制度と、コンセッション事業等をPFI事業の二重適用の排除ということです。今、ガイドラインをPFI推進室で出していただいて、現時点での考え方ということを整理されておりますけれども、将来的には、前回、ありましたように、PFI法の法律で改正するということですので、コンセッション事業等によって、特定、もしくは不特定の利用者からの利用料金の収受が、指定管理をしなくても、適用できるように法律事項でちゃんと適用してくださいということだと思います。

繰り返しになりますけれども、先ほど根本先生のところにも出てきましたが、公の施設というのは、行政財産ではあるのですが、行政財産概念ということと普通財産概念の区分けということも、徐々に曖昧になっていますし、公の施設であるかどうかは、地方自治体の判断の裁量でありまして、制度的にも、相当古い制度ですので、少なくともこれを維持しつつ、指定管理をするということは、もともとの公共の管理者の使い勝手をよくするというところからすると、よろしくないでしょうということで、もう一歩進んで、PFI法の改正でしっかりやっていただきたいと思っています。文教施設等についても、検討会は進んでいるのですけれども、その辺は問題となっていますので、お願いします。

2番目は、補助金等要件化です。前回の御説明の中で、下水道・都市公園などの補助対象においては、PFI検討を要件化している。程度の差はあるということなのですが、これをぜひ各府省でやっていただきたい。名前は交付金なり、補助金なりといろいろあるのですが、プロジェクトの洗い出しをして、PFI検討の要件化を導出するような方向で、検討していただきたい。

前回、お配りいただいた分厚いPFIの優先的課題検討規程の運用の手引の後ろのところに、支援制度、交付金、補助金も含めて、全部ではないのかもしれませんが、いろいろ入っているのですけれども、これだけなのかどうなのかということもありますので、これも含めて、検討していただきたい。お金をつける上での要件ということで、各府省が地方自治体に対しても、検討ができることなので、お願いしたい。

3番目は、これも似たような話なのですけれども、バンドリング・広域化ということがなかなか進まないという話です。下水道事業の前回、汚泥の処理施設であったと思うので

すが、広域での行政単位において、プロジェクトのバンドリング化というものが、補助対象なのですが、PFI等を検討要件化するということをお願いしたいと思います。

2つありまして、広域行政でなかなか進まないというところでの1つのキックスタートと、もしくは小学校等を圧縮しながら、いろいろ集約化というところもありますので、自治体、基礎自治体の中でもそうですし、基礎自治体を越えた中でも、バンドリング化を進めるということでは、中央省庁である程度イニシアチブをとれるのではないかと。PFI/PPP事業を進め、バンドリングの範囲によって、補助率の変化ということも検討してはいかかかということを検討してはいかかかかと思えます。

4番目は、サポーター制度で、F/Sの段階では入っているのですけれども、それ以降のプロジェクトが現実化してきたところのコストについても、補助とか、お金の問題などの支援をさらに検討していただきたいということでもあります。

5番目は2つありまして、前回のまとめにもあったのですけれども、インフラ分野について、道路等を含んで、道路は横展開するとおっしゃっていたのですが、制度的ネックがあるかを、もう一度きっちり洗い出していきたい。道路、港湾、公共交通等について、財政的観点を含みます。どのような財政的支出があって、それをPFI/PPPで民間資金に置きかえることができるのか、民間資金に置きかえる場合には、当然利潤の問題も出てきますので、それに対応した制度ができるのかどうなのかということをお願いしたい。

もう一つ、2番は、先ほど根本先生もおっしゃっていましたが、今、自治体でつくられている公共施設等総合管理計画で、総務省がイニシアチブをとってやっていますが、ここでもPFI/PPPとの取り組み状況とか、検討状況ということをお願いしたい。場合によっては、それを数値化するなり、交付金の検討について、考慮するということが必要ではないでしょうかということになります。

これらについて、先ほどの根本先生のお話もありましたが、検討を含むということなのですが、いつまでにやるかとか、2～3年なりということ、年限をきっちり決めていただきたいと思っています。

最後になりますけれども、これも先ほど根本先生から出ましたように、民間提案です。民間提案の場合の提案者の取り扱いは、一定程度有利にするということが出てきましたが、数がなかなか少ないので、実際に出てきているものは、私も余り知らないのですが、検証と検討をして、できるだけ民間提案をした方に、有利になるように制度的な検討も含めて、やっていただきたいということでございます。

以上です。

○宮本部会長 赤羽先生、どうもありがとうございました。

次に、浅野専門委員をお願いしたいと思います。

○浅野専門委員 よろしくお願ひいたします。

お手元にレジユメが文書でありまして、意見としては、大きく2つの論点でございます。

1つが情報公開ということで、日本だけではなく、インフラの老朽化は欧米でも今日的

な大きな課題であって、米国の場合は、各州が2年ごとにインフラ施設の老朽化度を点検しています。その劣化の判定結果を連邦政府のデータベースに登録しないと連邦からの補助の対象にはならないということになっていきますから各州が正確なデータを連邦に提出します。連邦が各州のインフラ劣化状況を勘案し、予算を配分するということが仕組みになっています。道路（橋梁・トンネル含む）、空港施設など殆どのインフラの劣化状況についてこういう仕組みで管理が行われていると聞いております。老朽化の情報は広く市民に開示されています。老朽化インフラへの対応については、劣化度の把握、市民への情報公開という点で日本はある意味周回遅れという感が否めないと思います。

2段目のフェーズになりますけれども、情報公開という視点がなぜ重要かという点、市民、民間からの施設の統合化等のアイデア、提案が出やすくなるだけではなく、市民の意見集約、議会での合意形成等に役立つはずだと思っております。自治体に対して、こういった老朽化度、施設の利用実態、インフラ施設の利用率などを公表することを積極化して、公共施設、インフラの維持管理にかかる費用が社会的な問題であるという意識を醸成化していくことが必要ではないか。多少の不便も仕方がない、という市民の意識改革が合意形成には不可欠であると思っております。

インフラの維持更新は、全て税金で賄われるという意識が根強い。これからは受益者負担が原則であるという意識で取り組まないと財政的にも立ち行かないという感じがしますので、そういった意味で、情報公開が重要になってくるということをお願いしたい。アクションプランの中でもこういう観点の思想が盛り込まれていくことがベターだと思います。規模の小さな自治体ほど地元の利害というのがかなり鮮明になってしまうので余計に情報公開が意味をなすように感じます。

2点目は、既に他の先生方が言われておりますが総合管理計画の位置づけです。配布されている検討規程の内容を見ましても、どちらかというとテクニカルなハウツウ的なイメージが濃いという印象を受けました。公共施設等総合管理計画とアクションプランの関連についてしっかりと明記して戴きたい。幾つかの自治体に意見を聞いてみると、国交省さんとの関係が強いと思っておりますが、立地適正化計画制度があって、コンパクトシティ&ネットワークの考え方と老朽化施設のインフラ再配置計画をどう整合性をもたせるかで頭を悩ませている自治体が多いように感じます。この辺りの運用についても自治体の意見を聞かれて、自治体が総合的なメリットを享受できるように指導をなされては如何でしょうか。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございます。

次に、石田直美専門委員をお願いしたいと思います。

○石田（直）専門委員 石田直美でございます。

私からは、1枚で、細かく言うと、5つほど挙げさせていただいているのですが、アクションプランの改定ということでは、1～3番までがメインになると思っております。

まず1つ目に、運営権事業の適用範囲の拡大を入れさせていただきました。昨年、業界



紙か何かに報道があったと思うのですけれども、運営権制度の適用範囲について、もっと拡大していったらどうかという内容だったと思います。あちらの記事が出た前からなのですが、こういった分野に運営権を適用できないのかという御相談が、今まではPFI/PPPの世界にいた方以外の方から、結構御相談を受けるようになっております。

特にその中でも、可能性がある、可能性があるというのは、運営権制度が適用できるのではないかということよりも、民間が管理を行うことによって、経営が改善できる可能性があるのではないかと感じるような分野がありまして、まだ非常に漠然とした段階ではあるのですけれども、この資料では、具体的にごみ処理と公有林管理というものを挙げさせていただきます。

ごみ処理については、私がずっと20年来やっている分野ですけれども、御存知のとおり、産廃処理のような、いわゆる事業者さんがいらっしゃいますので、そういったところに、いろんな自治体さんが委託できるような形にするということが、自治体にとってもまた民間にとっても、メリットがあるのではないかと考えているのですが、こういったものに運営権が適用できるかどうかというのは、法的に微妙なところがあると思っております。

公有林に関しても、公共団体さんの森林系の部門ですとか、林業公社さんがやっていたらいいのですが、市場ニーズにあった形の管理ができていないということをお聞きしております。ここで民間を入れることによって、収入のアップ、コストの削減ということができないかというお話を聞くのですが、これも適用できるのかどうか、よくわからないといったことがあります。

ほかにも民間に管理を委ねることで経営改善が期待される分野はいろいろあると思っております。短時間では難しいとは思いますが、今後、公共側、民間側双方に、こういったところにもっと運営権を活用していくと、いいことができるのではないかとニーズのある分野を調査されて、そこで運営権のようなやり方が可能なかどうかということをお検討して、より運営権の分野の裾野の拡大というものが図れないのかということが1つ目でございます。

2つ目、広域化とPPPの活用ということで、先ほどの1番とも重なるのですけれども、特に私が非常に思っているのは、ごみ処理のところが一番大きくて、御存知のとおり、ごみ処理に関しては、公設民営というDBOのスタイルが非常に普及をしています。これは、いろいろとごみ処理特有の背景があるのですが、最近では、地元から信頼をいただけるような処理業者さんが出てきて、最近では、DBOというやり方ではなくて、事業者さんが施設をつくって、そこに市町村さんが委託をする形ということがちらほら出始めております。

特にごみ処理は、広域化をしていかなければいけないということなのですが、今の広域化をDBOでやろうとすると、まず市町村さんが集まって、いっせいのせで広域化に踏み出さないといけない。こうすると、タイミングがずれると、ずっと広域化ができないということで、小規模な施設を自治体が抱え続けなければいけないということがあります。なので、緩やかな、段階的な広域化があり得ると思うのですけれども、こういったものも、今の事

務組合、もしくは事務委託、負担金制度でやっていくと、なかなか難しいところがあって、処理委託費というわかりやすい形でやると、統合がしやすいのではないかと考えております。

もう一つ、詳細を承知していないのですけれども、ある自治体さんとお話をしたときに、給食センターの話で、おもしろい話を伺いまして、給食センターをPFIでやろうと思っていたのですが、やめましたということで、どうしたかということ、そこの自治体さんは、企業城下町で、大企業がお膝元にいらっしゃるのですが、そちらの社屋をこれからリニューアルして、社員食堂も当然リニューアルするというので、そうであれば、そちらで我が町の給食も一緒につくってくれることはできますかという話になって、両方で一緒に配食センターのようなものをつくっていかうという話をお聞きして、PFIよりもずっといい方法ではないかと思いました。

その後、具体的な検討に関与しているわけではないのですけれども、こういう発想もすごく重要で、これを突き詰めていくと、先ほどからほかの委員の方からもありますとおり、もっと民間の自由な点で、それも公共サービスとして提案をするというよりも、民間事業としてこういうものがあるので、のりませんかみたいな提案をもっと促進していく必要があるということ、非常に強く感じております。

これを推進するにはどうしたらいいかというのが難しいところではあるのですが、3つほどあります。地域プラットフォーム等を通じて、従来型のPFI事業だけではなく、民間提案型の広域、もしくは民間サービスへの相乗り型のPPP事業の案件形成というものを推進していくようなことができないのか。

また、民間がそういったPPP事業を提案する際の窓口が重要だと思っております。

民間が民設で施設をつくり、自治体が利用料に応じて、対価を払うといったような新しいタイプのPPPについて、モデルを示したり、こんなことができるのではないかとすることを、それこそ先行事例集のようなものをつくっていただくと、官民双方に、非常に参考になるのではないかと考えております。ぜひアクションプランの中でも、取り上げていただけないかと思っています。

3点目は、上下水道分野におけるコンセッションの推進ということで、今回、大きな論点の1つだと思っております。ここへ来て、非常に具体的な検討が進んでいる自治体さんも出てきておまして、引き続き、重点分野として、位置づけて推進を図っていく必要があると考えております。

一方で、空港、道路とは、毛色の違う事業であるということを強く感じております。そういうのは、上下水道事業というのは、収入がふえるような投資というのはなかなか考えにくい。もちろん全くないわけではないのですけれども、本業に関しては、エリアの中のお客様に対して、確実に水道を供給する、もしくは汚水を処理する、それに伴う対価を適切な形でいただくという事業の性格がありますので、上下水道事業のコンセッションというのは、当たり前なのですが、長期的な視点でのコストの最適化をすることによる対価を

受け取るということが、骨格になると思うのですが、そうした事業のイメージづくり、それに見合った提案の促進、プレーヤーの巻き込み、こういったことが必要なのではないかと感じております。こちらが上下水道におけるコンセッションの推進ということで、ここはいろいろと御意見があるところだと思いますので、御議論させていただければと思います。

あと、2点ほど書かせていただいております。4番目は、昨年度も出させていただいたものですが、官民協働出資によるPPP/PFIについてということで、まさしく上下水道のコンセッションでは、公共側の出資する形で会社をつかって、そこが運営権者になるというケースということも、実態としてあるわけなのですが、この会社は何なのかというか、位置づけというか、そういうことを整理していく必要があると思います。

あくまでも一般論として、例えば第三者を広域化の受け皿としてつくっても、そこに対して、優遇的に仕事を出すことはできないという理由で、広域化としてつくったのに、広域化が進まないであるとか、当然、入り口でも、議会から三セクだといって非難されるなどありますので、このあたりは、今後、より公共性の強い分野に拡大していくに当たっては、避けて通れない論点だと考えております。

最後、その他ということで入れさせていただいているのは、直接アクションプランと全く関係がない話ではあるのですが、今、ソーシャル・インパクト・ボンドというものがほかの分野で言われております。これは、公共施設のようなハードの整備を伴う事業ではなくて、純然たるソフト事業で、民間資金を活用して、成果連動型で自治体さんが対価を支払うというビジネスモデルとなります。

ちょうど先日の日曜日の『日経新聞』で報道があったのですが、八王子市と神戸市で、実質的な日本の第一号案件というものが出来てまいりました。それぞれがんの予防検診の受診率を向上するというものと、糖尿病の予防の効果を高めるというもの、それに民間資金を活用していくという話になっております。PFIのノウハウが大変応用できる分野で、PFI推進室さんに御協力いただけると、大変ありがたいという話を現場レベルでは聞いているということで、アクションプランと直接関係ないのですが、これを機会に言及させていただきました。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございました。

前半の最後ということで、石丸専門委員、お願いいたします。

○石丸専門委員 石丸でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうは、資料がA4の横版の1枚でございます。

それでは、始めさせていただきます。

私からは、保険会社の目線として、事業のリスクヘッジを1つ、もう一つは、全体を通して、各省庁様の取り組みのところで、この点を伸ばしていくのが有効ではないかと考えたところを挙げさせていただきました。

最初の事業リスクヘッジのところから始めさせていただきます。事業リスクヘッジにつきましては、昨年のこの場でも、保険者の立場で、民間事業者に委託するという特性を考えて、業務遂行に起因するリスク、そこと業務履行に関するリスク、通常でいう債務不履行リスクなのですが、こういったところについてのリスクヘッジという点で、お話をさせていただきました。ことしにつきましては、それをもうちょっとひねって、例えばテロでありますとか、あるいは地震、大規模な不測の事態が発生したときにおける事業収益の影響、ここについて、触れてみたいと考えております。

PFI事業につきましては、民間事業者が受託するという背景には、もちろん事業性、あるいは収益性が非常に重視されるところでございますので、特に集客施設、今回も空港、あるいは道路、美術館、こういったところが案件として、かなり挙がってきていると思えますけれども、こういったところにつきましては、集客施設でございますので、利用者の減少による収益の減少リスクというものが避けられないところで、こういったところのリスクヘッジ対策を考えておくという必要があるのではないかと考えております。

実際には、こちらの簡単な図表にありますとおり、例えば自然災害で、大規模な震災でありますとか、広範囲にわたる災害、あるいは自然災害以外でありますと、テロ、サイバーの事象、パンデミック（エピソード）、停電、阻止的封鎖、こういった大きなイベントがあったときに、人が外に出にくくなる、あるいは外出禁止令が出ることが想定されます。

こういったような不測の事態が発生しますと、想定される事象としましては、集客施設に対して、来客が大幅に減ってくる。もしくは全く営業が成り立たなくなるという事態が想定されます。特に影響が懸念される事業としては、空港、道路、美術館などといったところだと思います。こういったリスクにつきましては、通常の想定される事業リスクを大きく超えて、収益減少が発生する、ひいては事業が立ち行かなくなる懸念があるという点があると思います。

今後、2020年のオリンピック、こういった大きなイベントを控えているという我が国におきましては、テロの対象になる、あるいはサイバー攻撃の対象になる、こういった不測の事態が発生の可能性というのはふえてくると考えますので、こういった事業リスクにつきましては、受ける事業者、委託元である公共機関、あるいは融資をしている金融機関、こういったところ全てに影響するリスクというところでございます。

考え得る対策というところで、まずはこういった不測の事態につきましても、何か起きたときに、どのように責任負担をしていくか、責任という言い方は難しいのですが、どう負担をしていくかというところを明確にする必要があるのではないかとこのところが1点です。

もう一点につきましては、保険で全てが解決するわけではないと思えますけれども、保険等を含めた、可能なリスクヘッジ対策とか、あるいはこういった事象が発生したときの対応の行動で、こういったところを事前に考えておく必要があるのではないかと考えてお

ります。

以上が1番のところですよ。

続きまして、2番、全体のところにまいらせていただきます。ここは2点ございます。

1点目につきましては、全般についての提言というか、こういったところをやると、PPP/PFIの推進につながるのではないかとこの点でございます。国交省さんの提案というか、やっていらっしゃる課題の中で、Park-PFIというところは、非常に興味深く読ませていただきました。民間の事業者が参入するに当たっては、規制緩和の一体になった取り組みというのは、非常に重要であると考えます。例えばPark-PFIにつきましては、さらに地下空間とか、あるいは用途の拡大、こういったところを取り組むことによって、より一層事業性がアップすると考えられますので、こういう事業性がアップする取り組みをふやすことによりまして、さらに参入意欲をかき立てるという取り組みは、有効であると考えました。

2点目、水道のところでございます。水道のところにつきましては、今までの皆様、専門委員の方々からも、かなりいろんな意見が出てきたと思いますけれども、水道事業につきましては、民間が参入していく中でいきますと、非常に難しいカテゴリーであると思われれます。事業者から見ますと、長期的な収益性、利用する住民側からしますと、安全性の確保、こういったところに不安があると推察されます。今回、御提示いただいた資料の中でも、厚労省様を含めて、積極的な関与をして、解消を図るとうたっておりますが、ここについては、一層具体的な取り組みであるとか、事業者については、メリットを前面に押し出していくというところによりまして、より一層、案件がふえてくるのではないかと考えたところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

御協力のもとで、予定よりも早目に終わりましたので、20分ぐらい、いろんな意見交換の時間がございます。

それでは、5名の方の御発表に対しまして、御意見等をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。どなたからでもと思います。

御意見の中には、PPP/PFIに直接関係する話と、もう少し上位の政策的なお話の提言があったと思います。

廻専門委員、お願いします。

○廻専門委員 直接のアクションプランの話ではないのですが、PFI/PPPの基本になる目的というのは、人口減少社会において、公的財産による従来の資本には限界があるので、民間資金を活用した整備運営の転換が必要だということだったと思うのですが、だんだん進んでいくうちに、目的と手段が逆になってきているような印象を受けて、あと何兆円できるみたいな、目的と手段が入れかわってきている傾向に少しずつあって、それがちょっと気になるところでして、手段の目的化は避けていくように、必ずもとに戻って、考えていくことが必要だというのが1点です。

そういうことで、例えば国交省の社会資本整備総合交付金を活用した下水道の改築とか、都市公園などもそうなのですけれども、PFIとか、PPPの手法の導入を、交付の要件化するということがありました。本末転倒な感じがするのです。もちろんそれが必要であれば、やっただけです。ただ、それを条件にするというのは、手段が先にきてしまっているような印象を受けます。私は、観光が専門なので、そんなに専門ではないので、御専門の方にあれなのですけれども、皆さんの御意見を伺わせていただきたいと思います。

それから、インフラ整備に関しても、少し俯瞰で見ますと、3種類あると思っております。先ほど根本先生がおっしゃったような、更新すべきインフラというのは随分あると思っております。老朽化してしまって、あと何年しかもたない、今、お金をかければ、もっと安く上がるというインフラもあれば、1つは、需要があるのに、供給が追いつかないで、インフラがないがために、需要が取り込めていないというインフラもあると思っております。例えば首都圏空港などは、そういう例になると思っております。

そういうふうに、このインフラがあれば、もっとある需要、潜在的な需要を取り込めるというインフラ整備もあれば、もう一つは、今、需要は顕在化していないけれども、潜在的にあるので、新しい需要を呼び込むためのインフラの整備、こういうことには、どうも手をつけられていない感じがします。

もう一つは、景観とか、地域の魅力とか、文化的価値、そうそうもうかるわけではないのですけれども、そういうグレードを上げていくというインフラ整備もあると思っております。私がある程度知っているのは、国交省だけなのですが、省の出してきているものを見ると、こういう部分に欠けているという感じがして、道路も短いあれです。ちょっと残念な気がします。

民間資金を活用するということは、金融コストがかかるわけですから、そうすると、データの開示というときに、もちろんさまざまなこのぐらい老朽化しているとか、そういったデータもありますけれども、それと同時に、ランニングコストとか、さまざまなF/Sに必要なコストというものも、データの開示がないと、民間事業者は参入しづらいのではないかと思います。

もう一つ、すごく立派な運用の手引なのですけれども、どちらかというと、自治体向けに書かれていると思うのですが、前、企業の人に聞いたのです。これで企業向けは要らないのかといたら、企業はそんなことはわかっているのだから、全く要らないですと言われたのです。

○宮本部長 御意見も1人8分だったので、もう過ぎております。

○廻専門委員 ごめんなさい。過ぎてしまっていますね。

自治体向けではなくて、中小企業向けの手引も必要なのではないかと思います。

○宮本部長 御意見の1つとして、お伺いしたいと思います。ありがとうございます。

いかがでございましょうか。江口先生、お願いします。

○江口専門委員 私も資料の提出がおくれてしまいまして、3点、御意見を送らせていた

できました。

1つが前から申し上げているのですが、一覧性のある地図をつくって、各自治体がどれだけやっているということを、一見してわかるような形で表示をして、ピアプレッシャーというのですけれども、隣の自治体がもう5件もやっていて、どうしてうちの自治体はゼロなのだろうと、そういうピアプレッシャーをかけたら、促進できるのではないかということが1点です。

2点目は、根本先生もおっしゃっていたのですが、平均してではなくて、各自治体に少なくとも1件という形で、義務はつけられないのですけれども、推奨するという点をしてはいかがかという点です。

3点目は、実績を正確にカウントするために、実際に実施方針が出て、動き始めたものを1件として数えるべきであって、何か御論が始まったというだけで、結局、条例は議会で否決されたというものを、1件と数えるのはおかしいのではないか。実際に実現して1件と数えるべきだと思いますので、数え方は、既にそういう取り組みが始まっていれば、1件と数えると前提が置かれて、この件数が出ていると思うのですけれども、そもそも論として、その数え方を修正したらいかがかという3点、御指摘させていただきます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

当初の予定では、前半で意見交換ということだったのですが、今、お二人の御意見をいただきましたので、後半も続けてやった後、まとめて意見交換のほうがよろしいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、後半の5人ということで、お願いしたいと思います。

初めに私からということでございますので、私の表裏の紙が1枚ございますので、ごらんいただければと思います。

今回のアクションプランのかなりの主題がコンセッション、公共施設等の運営権事業で、税財源になるべく頼らないという形で、進めていこうということで認識しておりますが、その中でも、そうは言いながらも、公共事業である限りにおいては、税負担は、基本的には必要な部分は投入されるべきであろうということも、前回のアクションプランの検討のときにも、申し上げたとおりでございます。

アクションプランの中でも、混合型の記述が何カ所かあるのですが、まだ地方公共団体にとっては、その認識はなかなかいただいているのではないのだろうかと考えております。まずは、アクションプランの本文の中で、そのことを強調するというと同時に、どうしても要約版が皆さんの目に触れますので、その要約版の中にも、追加記述することが必要ではないかと考えております。

その次に書いていますけれども、公共施設等運営権制度は、一般に既存施設、ブラウンフィールドという印象があるわけですが、当然のことながら、新規施設の対象になるのだということも、なかなか認識されていないということで、認識されていないことによって、取っかかりがないということが一番よくないだろうということで、取っかかりをつくられ

ばと思います。

混合型の事例もいろいろな形でふえてきておりますし、検討事例もふえてきておりますので、そこら辺をウェブ掲載する等によって、その認知度を高めていくということも必要だと思います。

混合型のメリットというものをもうちょっとわかりやすく書くということで、例えばですけれども、ここに書いておりますとおり、独立採算型事業の場合は、運営権対価が事業者選定の入札の1つの評価項目になりますけれども、混合型の場合には、多様な事業スキームということで、後ほどの資料にもいろいろ出てきておりますし、きょうもいろいろ御意見が出されております。多彩な多様な事業スキームの設定は可能ですが、例えばその中で、公的財源に依存する部分を競争入札の対象にする等の工夫をすることによって、財源支出額が削減できるのだということを、わかりやすく説明する等の工夫をしてもいいのではないかと考えております。

2番目ですけれども、公共施設等運営権を推進していこうということで、内閣府でもいろいろなことをやっていただいておりますけれども、それをもう少し推進しましょうということでございます。これをやるためには、既存公共施設の資産評価、デューデリジェンスが必ず必要になってまいります。これもわからずになかなか検討できないということが現実だと思います。内閣府でいろいろな支援制度を年度後半に実施されましたので、それでかなり浸透はしてきていると思いますが、これをより強く推進していただくような形のことを、アクションプランの中でも書き込めればと思っております。

3番目ですが、先ほどの江口先生のコメントにも関係しますけれども、集中強化期間が今年度で終了いたします。集中強化期間の公共施設等運営権の達成件数の数え方は、かなりセンシティブなところがございますが、いろいろな資料がございますが、どの段階で達成かというのも、評価するためには要るのではないだろうか。

事業が実施されているものも当然ございますけれども、そうではなくて、事業者選定に入った、特定事業の選定段階、事業化を検討している段階で、いろいろな工夫をなさっている段階ということでいけば、この3つは大きく違うのかということで、アクションプランの改定の中でのチェックの段階で、達成度合いをどう見るのかということも必要だと思います。

ここで議論できるのかどうかわかりませんが、新たな集中期間の設定と目標についても、何らかの立場を明確にしておく必要があるのではないかと思います。

4番目の話ですけれども、これも何名かの方がおっしゃっていましたが、現行制度の中での課題の抽出とその改善検討というものを、もう一回やってみてもいいと思います。PFIでやるのか、従来型の事業でやるのかということで、イコールフットイングという形になってきてはいるのですが、補助金が出る、出ないという問題以外に、いろいろな形の障害になり得ることがあり得るだろうということです。

現行制度は、従来型公共事業を前提にしておりますので、もともと考えていない枠組み



までは、含まれていないということは現実だと思います。PFI/PPPの事業化の障害、あるいは効果が十分に発揮できない等の課題が存在しているのが現実です。例えば料金の話で、先ほど赤羽先生もおっしゃっていましたが、利潤の概念はないということになる話だとか、前回のこの部会でも話題が出ましたが、学校給食もそれがいいのか、悪いのかということをごここで言っているわけではなくて、民間のノウハウを活用するにはいかがかと思われるところもあると思います。そういうものの課題がある制度について、改めて洗い出して、その対応について、検討していくということも、姿勢として重要だと思います。

1枚めくっていただきますと、あとは、インフラの話でございますが、先ほどの浅野さんのインフラの通知表というものは、アメリカで出しているレポートカードです。イギリスでは、ステートオブザネレーションということで、イギリスのインフラの通知簿というものをしております。それは、政策的な話になると思います。今回のアクションプランの中で、前回、現行のものですが、インフラ分野の展開を何カ所かに書きこんでいただいておりますが、空港等は進んでいるという見方は当然できると思いますが、それ以外の分野に関しては、明確な進展がなかなか見られないということは現実だと思います。今回の改定においても、より積極的な取り組みを目指すことを検討していくことも重要だと思います。

以上で、私の用意したものでございました。

引き続きまして、財間さん、お願いできますでしょうか。

○財間専門委員 それでは、1枚メモを御用意しました。

今回、推進アクションプランというのは、一番上にも書いてあるのですが、最終的には、国、地公体が自主的にというか、自分たちで、みずからPPP/PFIを進めていくというもののきっかけになるように、数値目標をつくられているのだろうと、私なりに解釈しているものですから、要は自然にそういう横展開とか、リピートをつくっていくように考えたときに、現場レベルでどういうふうにしていったら、わかりやすいのかという観点で、いろいろと下に書かせてもらっています。

そういう意味で、今、地公体が皆さんやっている優先的検討規程の策定ですとか、あるいは公共施設等総合管理計画、今後、続いていく個別実施計画、そういうものを立てていく段階で、庁内とか、議会とか、市民、市民の意見というのは、ちょっと先かもしれませんけれども、そういったところで、どういった議論があったのかとか、どういうネガティブな意見とか、あるいは課題、今、宮本先生がおっしゃったように、今までの制度との違いとか、恐らく現場レベルで、私どもがお話をしていると、前例と違ってしまうことが、公平感を失うみたいな、そういうことをおっしゃる方もよくいるものですから、そういったネガティブな意見、課題というのは、どういうものがあって、それを乗り越えるためには何が必要なのかという観点の取りまとめなり、フィードバックが必要なのではないかと思っております。

次は話が飛んでしまっているのですが、類型Ⅲの今までよくあるPREのところでは、

ほかと比べると、そこが今回余り伸びていないように見えるものですから、どうしてこうなっているのかというところは、もうちょっと突っ込んで分析をできるような、ヒアリングなり、情報収集の体制がとれないのかということです。

これは私が不勉強なだけかもしれませんけれども、地域プラットフォームの活動内容というのは、総論的にはよくわかりますし、どういう目的でということも、何となくわかるのですが、具体的に一体何をやっているのだろうかを見たときに、情報が余りなされていないものですから、いま一つ、よくわからないということで、これは実務レベルでいうと、もうちょっと取っつきやすくしたほうがいいと思っています。

順番があちこちに飛んでいますけれども、文科省さんの資料で、文教施設の利用者の満足度の向上を図っていくという書き方があったのですが、これは恐らく文教施設だけではなくて、ほかの公共施設も共通の課題だと思うのですが、これは恐らく文教施設だけではなくて、要は今までと同じような指標で、例えば利用者数とか、そういうものだけで、判断するということがいいのか。求められている公共施設の機能というのは、時代とともに変わってきていますし、あるいは民間に委託するとか、PFIで運営委託するということが、民間ならではのプラスアルファ、VFMのところが議論でもよくある、定量的な考え方ではない、定性面での評価をどうやるかということに絡んでくるのですが、どうやって満足度の向上を図っていくのかということは、もう少し議論できるようなところが必要なのではないかと。

最後はかなり個別的な話になってくるのですが、大阪新美術館と習志野の大久保のプロジェクトは、プロジェクト名で資料に出ていたものから、この2つを並べていますが、それぞれ個別事情があって、結果、こうなっていますということなのだと思うのですが、大阪のほうに関していうと、施設整備は従来型でやります。運営のところにコンセッションの導入の可能性を探していますということなのだと思いますけれども、私ら事業者側からすると、民間のノウハウを最大限に生かすには、ここに書いてあるように、動線計画ですとか、将来の増築計画ですとか、そういうものを目線に置いて、一番最初の基本計画を立てていくので、この組み合わせというのは、理想系ではないということは、十分認識しておいていただきたいという意見です。

習志野の大久保は、ここに書いてあるように、結果的に、最終提出が1グループになってしまったという過程をどう評価すればいいのか。今、PPP/PFIを推進する体制整備というのは、どんどんできつつあるのですが、それが終わった後の結果の分析とか、それを次に生かす、フィードバックするような体制づくりというか、システムづくりといえますか、そういうものも必要なのではないかと、この2つを見て思いましたということでございます。

○江口専門委員 習志野大久保というのは、何の施設ですか。

○財間専門委員 公園と公民館と図書館とホールと、そのあたりの整備です。

○宮本部長 どうもありがとうございました。

清水専門委員、お願いいたします。

## ○清水専門委員

1枚のレジユメにまとめさせていただいていますので、これに沿って御説明します。

1点目ですけれども、これはアクションプランの基本的な推進のスタンスとして書かせていただいています。先進的事例の創出と裾野の広がりを車の両輪として推進することが重要だと思っています。PPPならではの効果が出る、推進力になるような先進的事例というのは、ファーストペンギンではないですけれども、しっかり育てていくところが大事であるとともに、裾野の広がりというのは、地域プラットフォームの取り組みもそうだろうと思うのですが、地域においては、地域の事業の担い手の企業がしっかりとPPP推進の流れについてくるようにしていけないといけないと思いますので、そういう意味では、この2つを同時並行的に進めることが、すごく大事なことだと思っています。

2点目ですけれども、先導的事業の中でも、今、水道コンセッションが議論されていると思うのですが、こういった非常に難しい事業である一方大変重要な事業に挑戦する自治体に対しては、国による集中的・強力なサポートをしっかりと継続することが極めて大事だと思います。

水道は全国的な課題ですし、将来の安定供給を考えると、特に危機意識を持つべき分野だと思いますので、そういう意味では、よい形のを最初につくって、それを国全体に波及させていく意義は極めて大きいと思います。その意味では、今、水道コンセッションの基盤づくりのタイミングだと思いますので、ここはしっかりと集中的に、厚労省さんを含めて、一体となってサポートしていくことが大事だと思っています。

3つ目は、その際のポイントですけれども、官民連携とともに広域連携、民の活用による効率化とともに、広域化の議論も進めることが、非常に大事だというのが1点です。

あと、中長期の事業見通しの策定ということで、これはこれまでも議論に出ていると思いますけれども、将来的に、施設の老朽化の状況に鑑みると、料金値上げをせざるを得ないという状況があるとすれば、その辺をまずしっかりと計画として示すことが重要です。民間事業者が参画した際、公営形態であった時に値上げが必要であった幅ほどには値上げが必要ではないというような、そういう言い方ができるような形にしていけないと、民間参画ができないと思いますので、そういう意味で、今の状態をしっかりと分析して、公表するということは、極めて大事だと思っています。

今、法改正なども検討されていると聞いておりますけれども、その後のプロセスの中で、どういう形にしていくと水道コンセッションがより良く進められ得るかということについて、様々な官民対話の場をつくり、その中でしっかりと議論していくことが大事だと思っています。

4点目ですけれども、今、各自治体で優先的検討規程がつくられていて、これからそれに基づく事業が始まっていくということだと思いますが、事業の進捗状況を一覧性のある形で、随時公表してはどうかということです。これは先ほど江口先生がおっしゃったことと全く同じ意味ですけれども、よい意味での競争心を喚起するというので、各自治体が、

今、どういう立ち位置にあるかということをご自身認識してもらって、良い事業をしっかりと進めてもらおうという趣旨です。

5番目は、地域活性化、まちづくり等の施策とPPP/PFI推進施策の融合、相乗効果の追求が重要ではないかという点です。PPP/PFIの推進そのものは、公共施設の効率的・効果的な整備であったり、あるいは公共サービスの効果的・効率的な運営ということで、それ自体が目的ではあると思うのですが、ただ、地方自治体においては、PPP/PFIの推進が、実態として高い優先順位になりづらいということもあると思います。

そういう中で、地域においての一番の問題意識というのは、地域の活性化であったり、あるいは先ほど立地適正化計画の話もありましたけれども、まちづくりをどうしていくかということかと思えます。PPP/PFI手法というのは、極めて有効なツールだと思いますので、そういう意味では、地域の施策の中に、PPP/PFIというツールを埋め込んでいくプロセスが重要であり、国において、PPP/PFIを手段としてより強力で各種政策に落とし込んでいくことが、PPP/PFIを推進する上においても大事だと思っております。

6番目ですけれども、PPP事業化を契機とした、民間主体によって創出された地域経済の活性化効果について、より一層わかりやすく情報発信してはどうかということです。今、各省庁さんから、非常に力のこもった事例集が出ていると思うのですが、様々な事例の中でも効果的な部分をより一層しっかりとPRするのがいいと思っています。特に民間事業者の参画によって、事業としてどういう効果があったのか、あるいは地域経済にどういう良い影響を与えたかについて強調し、こういうことであれば、やってみたいと思わせるようなものを出していくことが大事だと思われまます。

民間事業者が入った場合、空港コンセッションみたいなものが、1つの典型的な例だと思いますけれども、最初の提案書に記載されていた取り組みに加え、事業が始まった後の状況を踏まえた、民間ならではの新たな取り組みが出てくると思っていますので、その中で、事後的な取り組みとして効果的なものもあれば、スポットライトを当ててみるのも大事だと思っています。

キーワードをいろいろ書いていますけれども、民間事業者がやることによって、インバウンド含めた集客効果が高まったり、企画運営力の向上、IoT、AIのようなイノベーション、新たな技術の活用であったり、民間ならではの機動性・柔軟性の発揮等、民間が事業に入ることによる効果を、できるだけわかりやすく、いい事例をしっかりと取り上げることが、極めて大事だと考えております。

以上です。

○宮本部会長 大変ありがとうございました。

きょう、御欠席されている構成員の方からも、御意見をいただいておりますので、これは事務局から御説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

○森企画官 それでは、横浜市の資料につきまして、事務局から代読をさせていただきます。

それでは、始めさせていただきます。資料をごらんください。

横浜市の小林でございます。

本日は、アクションプランの見直しに向けた議論の非常に重要な場でありながら、議会開催中につき、出席できず、深くおわび申し上げます。

本日は、本部会の重要な論点の1つになっている、コンセッション方式について、横浜市における実施・検討事例を参考までに御紹介するとともに、恐縮ですが、若干の御提案要望を申し上げさせていただきます。微力ながら、御検討の一助となれば、幸甚です。

それでは、資料です。ページをめくっていただきまして、初めに事例紹介です。

事例①、みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業です。

本市として、初めてPFI法の公共施設等運営権を導入した事業です。

対象施設は、現在、建設中ですが、普通財産として位置づけました。

公の施設ではないため、指定管理者制度は併用していませんが、普通財産施設であるため、運営権単独で、特定の第三者の施設利用が可能となります。

ページをめくっていただきまして、事例②、横浜文化体育館再整備事業です。

こちらの施設は、PFIのBT0方式により、拡張して再整備する予定ですが、残念ながら、1回目の公募がうまくいかず、再公募に向けた手続をしているところです。

こちらは、再整備後も、引き続き、公の施設として、指定管理者制度により運営する予定です。

事業手法の検討過程では、公共施設等運営権の導入も選択肢の1つに挙がりましたが、指定管理者制度との二重適用の問題に加え、導入手続にかかる時間的制約があり、事業スケジュール上、やむなく選択肢から外すことになりました。

ページをめくっていただきまして、事例③、横浜プールセンター等屋外プール再整備事業です。

こちらは、現在、内閣府の御支援をいただき、事業手法等の検討をしているものです。

この施設の特徴としては、屋外レジャープールのため、夏の2カ月間、さらに日中のみの営業となり、それ以外の期間の有効活用が課題となります。

公共利用の時間が非常に限定されているとともに、民間の創意工夫が必要となるため、普通財産施設として整備し、何らかの運営権を認める方式が選択肢の1つとして挙がっているところです。さらにその中でも、物権型の運営権のほかに、PFI法に基づかない、契約による債権型の営業権もあわせて検討したいと考えています。

ページをめくっていただきまして、事例④、横浜スタジアム整備・運営事業です。

こちらは、PFI法ができるはるか前の昭和53年の事例ですが、地方自治法の負担付きの寄附を適用し、PFIのBT0コンセッション方式の先駆けのようなことをしたものです。

先ほどの屋外プールの事業にも参考になると考えますが、施設は普通財産の位置づけで、協定により営業権を許可する形をとっています。

ページをめくっていただきまして、事例⑤ですが、本市では、ごらんのように、横浜ア

リーナや横浜マリントワー、赤レンガ倉庫など、皆様が御存じの横浜の顔となっている施設も、実は普通財産の施設です。

また、旧関東財務局の建物を活用し、横浜DeNAベイスターズの運営で、この3月18日にオープンするTHE BAYSや、旧第一銀行横浜支店の建物を活用した、ヨコハマ創造都市センターなど、歴史的建造物を生かしたまちづくりを進めていますが、こちらも普通財産施設です。

そのほかにも、横浜には、民間の資金やノウハウを活用した、貸し付け型の普通財産施設があります。

ページをめくっていただきまして、事例⑥ですが、本市では、写真にあります、日産スタジアムなどの大規模施設から市民に身近な施設まで、多種多様な930以上の施設に指定管理者制度を導入しています。その多くは、利用料金収入があるものであり、中には、写真の海釣り施設のように、独立採算型の運営をしているものもあります。

この場での議論により、指定管理者制度以外に運営方式の選択肢が広がり、よりよい方式がつくられましたら、移行についても、前向きに検討していきたいと考えます。

事例の説明は、以上となります。

続きまして、コンセッション方式において、大きな課題となっている、特定の第三者の施設利用について、私なりに整理いたしましたので、ごらんください。

ページをめくっていただきまして、7ページ目ですけれども、財産分類と施設の位置づけによる整理です。

行政財産施設で、公の施設については、皆様、よく御承知のとおり、公の施設の目的内での使用については、指定管理者制度と組み合わせることにより、特定の第三者に利用させることは可能です。逆に言いますと、指定管理者制度との組み合わせでなければ、できないということになります。

また、目的外使用については、国において検討されました、いわゆる貸し付け方式により、可能だと思えます。しかしながら、貸し付け方式については、貸し主である地方公共団体の長への賃料支払いが必要となります。そのため、コンセッション事業者は、利用料金のうちから賃料を長に支払うので、収入が減ることになります。また、利用者は、賃料にコンセッション事業者の取り分を加えた、割高な金額を払うことになります。これは第三者利用はできるものの、事業者、利用者ともに、不利な仕組みだと考えます。したがって、行政財産の公の施設については、指定管理者制度の二重適用、二重手続が必要であるとともに、貸し付け方式をもっても、十分な形での運営が難しいと考えます。

次に公の施設ではない、行政財産施設です。例えば観光施設のようなものですが、こちらについては、運営権の設定のみで可能なのか、それとも、別な方式の併用が必要なのか、正直、どのような整理になるのかわからず、御教示いただければと思えます。

例えば別途コンセッション事業者を対象に、目的内、目的外の両方を包括した使用許可を地方公共団体の長がした場合、その必要許可の範囲内で、第三者利用が可能とならない

と考えました。ただし、その場合でも、使用許可は行政処分であり、通常は一時的なもので、運営は不安定になると考えます。

最後に公の施設ではなく、行政財産でもない、普通財産の施設です。こちらは本市事例にあります、MICE施設運営事業における方式です。普通財産なので、第三者利用をさせるに当たり、行政処分権限は必要なく、かつ対等な契約関係で長期的に運営を行えるため、最も適した方式だと考えます。

最後のページになりますが、これまで御説明した、事例を通じた経験と先ほどの整理から、大変僭越ではございますが、コンセッション方式とPPP/PFI推進の改善に向けた検討事項という形で、5点ほど、御提案・要望をさせていただきます。

1、運営権は、普通財産施設で効力を完全に発揮するものです。また、PPP/PFI事業は、公法関係を極力持ち出さず、私法関係を基本とすべきと考えます。そのため、普通財産により積極的な位置づけを持たせるよう、御検討をお願いいたします。

2でございます。公共施設等運営権が創設されましたが、譲渡性・担保性のある物権としての性格は、必要性が低い事業も多くあると想定されます。また、物権型は、事業検討や導入手続のハードルが高く、それがゆえに、普及が難しいのだと思われます。物権型の普及とあわせて、より簡易な契約による債権型営業権方式を有効な方式の1つと考え、その確立に向けて、御検討をお願いいたします。

3でございます。物権型運営権では、条例制定が必要となりますが、そのため、事業スケジュール上、難しくなるケースがあります。現行法では、実施方針の策定に当たっての制定となりますが、しかしながら、実施方針は、策定・公表後に変更になる可能性を含んでいるものです。したがって、条例制定時期については、実施方針策定前ではなく、運営権設定前まで、または同時に行うものとするよう、PFI法の改正について、御検討をお願いいたします。

4でございます。現在、指定管理者制度との二重適用を不要とする、新たな制度を御検討いただいておりますが、創設に当たっては、実用性に留意するとともに、指定管理者制度からの移行を円滑に行えるよう、その手続の整備についても、御検討をお願いいたします。

5でございます。こちらはあくまで一般論としてですが、今後、制度改正等がなされる中では、基本的な考え方といたしまして、実用性に留意しつつ、PFI法に基づくPFI事業以外でも、広くPPP事業に適用され、地方自治体が簡便に導入でき、普及するような方向で御検討くださるよう、お願いいたします。

私の発表は、以上となります。

なお、最後のページになるのですが、本日、御説明した資料及び資料中に記載した事例については、各事業所管局と調整したものではありません。そのため、大変恐縮ですが、非公表としていただき、お取り扱いにつきましても、御注意いただくとともに、もしお問い合わせいただく場合には、直接所管局ではなく、私どもにいただくよう、よろしくお願いいたします。

以上で、代読を終わります。

○宮本部長 大変ありがとうございます。

以上で、御準備いただきました、御意見等については、全て発表していただきました。あと30分ぐらい、残りがございますので、ここで意見交換ができればと思います。どこからでも結構です。

根本先生、お願いします。

○根本部長代理 先ほど石田専門委員から提起された問題について、もう少し一般化して考えたほうがいいと思っている点が、2点あります。

1点は、学校給食の給食センターについて、民間の施設からの配食ということで、私もそういうものは、非常にいいと思っています。給食センターに限りませんが、学校施設というのは、稼働率が非常に低い。中でも、給食センターは最も低いということで、例えば有料老人ホームだと、年間、365掛ける3、1,095回食事を出すのですが、学校給食はせいぜい200回なのです。なので、フル稼働としても、20%の稼働率なので、これは投資効率が悪いに決まっているのです。

1つは、学校給食センターから、他の施設への配食を可能にする。既に若干始まっているのですという形式です。逆に、民間施設というか、地域包括給食センターみたいなものをつくって、そこから学校、保育園、あるいは民間のビルとか、場合によっては、居酒屋みたいなどころにも、配食できるようにする。その稼働率の調整は、民間の知恵で行うということが出来る。聞くと、現行の学校給食法ではない施設、現行の法律を使わなければ、別に構わないということではあるのですけれども、そういうこともあるので、問題をもう少し広げると、前向きの展開がある。

あと、学校施設に関しては、先ほど最後に横浜市さんのプールの話も出ましたけれども、稼働率の低いことが問題になっていて、それが学校施設運営上、大きなネックになるということですので、民間のプールを借りて、体育の授業を行うとか、そういう事例も出ていますが、積極的にどんどん展開していただきたいと思います。それが1点です。

もう一つ、SIBに関してですが、今の日本のSIBというのは、中間のNPOみたいところが発行しているのです。それはそれでいいと思うのですけれども、行政自体が発行するということもあり得る。その場合、リコース型だと余り意味がないので、ノンリコースにする。今の日本は、特にアメリカと比べて、地方自治体のファイナンスの特徴でもあり、欠点でもあるのは、結果的に全部リコースしてしまうので、プロジェクトファイナンスが成立し得ない。モラルハザードの極地になってしまうわけです。そうすると、SIBの普及というよりは、ノンリコースファイナンスの普及ということで、レベニュー債とか、TIF債も同時に考えていかないといけないということで、これはやや中期的な課題として、何十年前から言われているのですけれども、そろそろそういうことも入れていく。それによって、民間ファイナンスと完全な意味で、イコールフットイングしていくことが大事だと思います。

以上です。



○宮本部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はいかがでございましょうか。財間さん、お願いします。

○財間専門委員 感想的な意見になってしまうかもしれませんが、石田先生のもので、先ほどの広域化というのは、例えば各自治体のタイミングが合わないとなかなか進まないとか、今の給食の話とか、公共が先行してスタートするよりも、民間が先行してスタートしたほうが、結果的に広域化も進むし、PPPも進むということのヒントになると思ってお話を伺っていて、そういう新しいタイプのPPPのモデル事業の立ち上げというのは、物すごく良いと思いました。

感想的な話なのですけれども、特に地方でのマーケットというのは、民間がつくっていくとか、公共をうまく活用してマーケットをつくっていくことがない限り、恐らく事業としては成り立たないと思うので、この観点でのモデル事業をどうやってつくっていったらいいのだろうかということも、もう少し具体的に展開していけるといいと思いました。

○宮本部会長 ありがとうございます。

赤羽さん、お願いします。

○赤羽専門委員 3点ぐらいあるのですけれども、先程ご指摘もありましたが、目的と手段が逆転化しているのではないかということがありましたが、私も補助金の点をいろいろ言ったので、そのときに考えたのですが、要は何のためにこれを行っているのかという話なのですけれども、PFI導入のためというのは、ここの閣議決定の前にもありますし、公的資金を民間資金に入れかえたり、民間のノウハウを入れていくことが、そもそも大切だ。数だけとか、補助金を単につけるということではなくて、ある意味、公共事業に使われている公的資金、それを民間で置きかえる、キャピタルリサイクルをやりましょう、ただ、必要なものは、公的資金を投入すればいいので、そういうアイデアであると思います。

補助金なり、交付金なりの事業は、もともとやらなければいけないのだけれども、その一部でも、民間で資金ができれば、イコールフットィングが基本ですが、基本的に民間資金に入れかわったり、民間の活用ができるから、それがPFIをやりましょうというところに戻っていくのだと思います。

あと、経済効果は何ですかという話で、確かに検証は必要であるのだけれども、専門的に検証していないとか、そういうところがありまして、今、私は法務省の社会復帰センター等刑事施設のPFI事業の中間的検討などをやっているのですけれども、ちょうど10年になりまして、その見直しをやっていて、そこに地方自治体に対する経済効果というのも、入れているのです。そういうものも入れると、割とわかりやすい。ただ、美祿などの場合に、一定人数が移動してくるという意味で特殊かもしれませんがね。そういうことを前提にした上で、今回、何をやりますかというのは、皆さんのものを見てみると、情報公開、どういうものが公共施設であるのか、情報がわからない、だから、DDもやりにくい。

それと関連するのですけれども、制度的な取り組みでどういうものができるか、制度的

なネックは何かという情報の問題と、先ほどの問題に戻りますけれども、PPPを進めるために、各府省からどういう振りつけができるか。補助金、交付金、総務省がやられている総合公共管理の問題とか、そういう問題と、最後、先ほど横浜市からも要望がありましたのですけれども、使い勝手のいい制度をつくってください、指定管理者制度の適用をいつまでも続けるのか。

それから、先ほどおもしろいと思ったのですが、債権型PFIです。外国だと、契約コンセッションを構成しているので、そういう形で、債権営業型と書かれていましたが、コンセッションにしても検討可能でしょうし、先ほどありましたように、PFI機構にさらに案件形成に取り組んでいただくという、3つぐらいのレベルにあると思っていますので、もう一度、原点に立ち返って、なぜPFI/PPPをやっているのかということを考えつつ検討するのがいいと思いました。

○宮本部会長 ありがとうございます。

基本的にどういう事業を採択するのかという話の問題と、その事業をどうやって調達するのかの話の問題だと思います。事業をどういうふうに変別するのかという話については、当然概念的にはしておかなければいかぬ話だと思いますけれども、それはPFIでやったほうが効率的だったら、事業調達の手段として、そちらでやりましょうということだと思います。

先ほどの手段と目的の話ですけれども、PFIができる案件を探そうという話でやっているわけではないと思います。そういう意味では、手段と目的を取り違えているという形ではないと思っています。

そのほか、御意見いかがでしょうか。江口先生、お願いします。

○江口専門委員 公共投資をするには、お金が必要なわけですが、お金はどこにあるかという、例えばGPIFさんにはたくさん年金がたまっているわけなのですが、それをアメリカのインフラに投資しましょうという話が、今、ちょうど出ていまして、何でアメリカのインフラかという、アメリカのインフラに投資すると、リターンもあるわけです。為替リスクはありますけれども、リターンがとれる。だから、スペインの会社も、オーストラリアの会社も、今、アメリカのインフラに投資をしているわけなのですが、翻って日本のインフラを見てみると、リターンが余り出ない。だから、年金さんは、リターンの出ないものには、投資ができないということで、日本のインフラには、余り投資してくだらない。そういう悪循環になっているところがあって、むしろ我々の年金なので、我々のインフラにお金を回してほしいわけなのですが、そこに年金さんが踏み切れないということは、問題がある。

今回、コンセッションが導入されてきたのは、リターンが出るPFIがようやくでき上がってきたので、そこにお金が回るようになってきたということは、非常にいいことなのですが、先ほどからお聞きしていると、例えば根本先生のお話にありましたように、公共の用地というのは、結構余っていて、容積率はまだまだ使える。容積率の話になれば、

不動産の関係になってきますから、リターンを生み出せるような仕組みというのは、結構できる。余剰地活用ということです。例えば都内の大使館の跡地を利用して、大使館をただで建ててしまっただけで、民間等の施設と併設してやっているような案件がありますので、そういう形で、リターンが出るPFIをこれからつくっていかないと、年金を誘導できないというのが、一番の懸念だと思います。

あと、今、リターンを出しているPFIとしては、下水道の消化ガス発電というものがあるので、これは固定価格買い取り制度を使って、高く電気を買ってもらえるので、商業ベースにのって来て、消化ガス発電施設をただでつくらせるということができるような形で、船橋市さんなどがやっていたらいいわけなのですが、そういうリターンができるPFIを積極的に探していく必要があるのではないかとということです。

○宮本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。清水さん、お願いします。

○清水専門委員 先ほどの横浜市さんのプレゼン資料の中で、4ページ目のところに、横浜スタジアムの例があったので、少しコメントさせていただきたいと思います。こういう形は、スポーツ施設、特に地方などで、例えば地域のサッカーチームが自分で一番使い勝手のいい施設をつくって、一番望ましい運営を実施すべく、公有地上に原則民間負担で施設整備を行って負担付き寄附をするようなケースとしてあり得ると思います。

この場合には、当初から運営事業者が特定されている形になるわけですが、こういうものも、ケースに応じて有効な事業形態だと考えています。こういうケースを、どういうふうに位置づけるかわかりませんが、スポーツ系の施設の場合には、こういうパターンも、PPPの一類型としてあっても良いのではないかと考えています。

地方の事例でいうと、北九州市が、サッカースタジアムのPFIを実施していたと思うのですが、サッカーの場合には、芝の関係などもあって、独立採算で成り立たないので、公共負担が入るのが一般的ですが、北九州市の場合ですと、特定のチームに一定の優先利用を認める一方、PFIという形で公共施設として整備する方法を採用していました。そこはケースに応じて公共負担の在り方に濃淡の相違があつていいと思うのですが、いずれにせよあるチームが、自分で一番使い勝手のいいものをつくって、それを負担つき寄附で公共に譲渡し、独占的な利用権を得るという形も、バリエーションの中では、1つの有効なやり方だと思います。

PPPということで、フィールドを広げて、国として推進しているということだと思いますので、裾野を広げるという意味において、興味深い事例だと思うので、今後、こういう部分にも期待したいと思います。

○浅野専門委員 民間から見て、コンセッションというのはトラックレコードがあるからリスクが読めるというのが大原則なのですが、宮本先生が指摘されておりますようにインフラ施設のデューデリがしっかりできているか、という問題もあるかと思います。当初からコンセッション事業を対象としたデータ整備、管理がなされているわけではないでしょ

うから大変な作業だと思いますが、今後コンセッションが増える前提に立てばデータ整備に関するマニュアルづくり等の施策を公的機関の側で講じる必要があるのではないのでしょうか。例えば上・下水道事業のように人口減少により売り上げが伸びない事業では如何に管理コストを下げるかというところが事業のポイントですから、既存施設のデューデリ情報が正確であることが重要になります。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

案件を形成するためには、基本的な情報ということで、根本先生のところにも書かれておりましたけれども、何人かの方からも提案がありました。PFIだけではないのですけれども、PFIの中では、当然必要になってくるということで、さらに前進させるために、どのような施策があるのかという形のこと、触れざるを得ないと思います。

ほかはいかがでございましょうか。お願いします。

○石田（直）専門委員 きょうの事務局資料の2ページのところで、アクションプラン見直しの考え方というものがありますが、前回も御説明をいただいていたかと思います。今、根本部長代理を初め、そうだと思ったのは、コンセッションとか、いろいろ考えていったときに、民間資金を入れるということと、現実に、今、自治体にとって、非常に有利な資金調達手段があるということについて、どう考えていったらいいのだろうかというところが、すごくあります。

これについては、もちろんすぐという話ではないと思うのですが、そうはいつでも、インフラがある程度整って、これから人口減少社会が本格的に進んでいく中で、再構築をしていくに当たっては、公共のインフラのための資金だからといって、実質的に、言葉は悪いですが、何の努力をしなくても、極めていい資金が調達できるという環境をずっと放置しておくのがいいのかどうかというところは、考えないといけないと、改めて感じております。

もう一つ、これから重視していかなければいけないと思うのは、稼働率の視点ということで、バランスシートといっても、自治体の方で、ぴんとくる方、感度の言い方は少ないのですが、最近、稼働率という言葉は結構通じるようになってきたと思います。私が見ているのは、上下水道とか、そういうものが多いからかもしれないのですが、たくさんつくってしまって、利用率が50%だと、物すごく負担が重いということに対する理解はすごく進んできた。

そういうことを、今回のアクションプランの改定の中で、何か言及できないかと思ったときに、3番と4番のところだけが、見直し対象になっていると思って、きょうは配られていないのですが、2番の基本的な考え方みたいなところに、少しでも、議論の中身を入れて、ブラッシュアップすることができないのかといったことを教えていただきたいと思います。

もう一つ、6番のPDCAサイクルというところがあって、ここについては、見える化をし

て、こうしていきますということが記載してあって、昨年度はそれでももちろんよかったと思うのですけれども、1年たっていますので、見える化した成果の一端というのが、どのような形で出ていくのかというところも、今、見通しがあれば、教えていただければと思います。

○宮本部会長 これは事務局から御回答いただけますでしょうか。

○森企画官 3・4に加え、2の「推進に当たっての考え方」などについても、いま一度、こちらで確認をして、本日、さまざまな意見をいただきましたので、追記なり、できるようなところがあれば、そちらのほうは、検討させていただきたいと思います。

○宮本部会長 次回にその基本的なところを整理していただけると聞いておりますが、それでよろしいのですね。

○森企画官 はい。

○宮本部会長 これ自体がPDCAのCをやっております。Cをやりながら、PDCAサイクル自体をチェックするのも重要だと思います。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 今の石田専門委員の御意見の簡単にファイナンスできるという趣旨は、稼働率に関係なく補助金は出るという意味ですか。

○石田（直）専門委員 どちらかというところ、起債のほうを感じています。先ほど横浜市さんからあった施設というのは、割と自治体さんがみずから整備するものなので、補助金は余りないと思いますし、基本的には自治体さんが一般事業債を使って整備するものだと思います。一般事業債でも相当有利だとは思っているのですけれども、一方、上下水道とか、公共団体が整備しなければいけない、公益性の高いインフラについては40年で、今、民間もゼロ金利ですが、そういうものがついてくるみたいな世界だと思っているところを、指摘をさせていただきました。

○宮本部会長 廻先生、お願いします。

○廻専門委員 質問なのですけれども、今、エアポートのコンセッションがいろいろ進んでいるところなのですけれども、関空と仙台の情報というのは、どの程度手に入れることができるようになっているのですか。

例えば人数が何人なったということだけではなくて、細かいランニングコストから、1人当たりの売り上げとか、いろいろな細かいデータというのは、次のコンセッションのために役立つことになっているのか、それとも、オリックスとか、東急はだめと言って出さないのか、その辺を教えていただければと思います。

○宮本部会長 事務局からお願いできますか。

○森企画官 本日、各省庁を呼んでいませんので、おって確認させていただきたいと思います。

○宮本部会長 赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 今の石田先生、江口先生のところなのですけれども、先ほどインフラ整

備のところ、公共交通とか、港湾・道路とか言っているのですが、ある意味、地方の財政的などころの観点からすると、地方公共団体に関連する地方財政法の観点とか、公営企業法、ここも公営企業債の問題とか、ここも見直す必要がないのかどうかということも含めて、ここの財政的観点を含むという趣旨ですので、その点も一言、言っておきたいと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○江口専門委員 将来、ネックになりそうだと思う点は、コンセッションの場合に、公共から民間に事業を引き継ぐわけなのですけれども、その際に、いきなり人を全部民間で調達してくださいということになりますと、勝つか、負けるかは、わからない段階で、まだ人を雇えませんので、落札しましたという瞬間から、募集をかけるわけなのですが、大規模な空港の人を急に雇えるかということ、そうはいかないと思いますので、移行期間について、国側がしっかりと人を引き継ぎの点を含めて、面倒を見てくれて、民間がなれたところで、完全に引き継ぐ。その辺の移行の点について、今後、よく注意をして、配慮をしていただかないと、民間側としては、出られなくなってしまうという点が、最近、聞こえてきていますので、コメントとして、出させていただければと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、きょう、いただいた御意見を、どこまでアクションプランの中に埋め込める対象なのか、その範囲も、あるいはアクションプランの中にはないのだけれども、ほかの法律の話もちろんございますが、ガイドラインだとか、そこら辺で考えていくのかということも含めて、事務局で仕分けをしていただきながら、御検討いただければと思います。

今回の計画部会には、本日、専門委員の皆様からいただいた御意見を踏まえたアクションプランの推進施策と、前回の部会で出ております、質問事項に対する回答につきまして、各省へ確認が行えるように、事務局には取りまとめをお願いいたします。

それでは、最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いしたいと思います。

○森企画官 それでは、今回の計画部会なのですけれども、4月21日の10時からということで、開催をさせていただきます。

今、宮本部長におっしゃっていただきましたように、アクションプランの推進施策等について、関係省庁からのヒアリングを行い、また、見直しの素案といったものも提示できればいいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございます。